

介護・育児等サポート規程

(目的)

第1条 この規程は、被保険者の介護・育児等に関して、その準備段階から実際に直面している期間を通してサポートするために、被保険者に提供する各種サービスについて定める。

(サービスの種類)

第2条 被保険者が受けられるサービスの種類は、次の3種類とし、各サービスの取扱い詳細については、別表にて定める。

- 1.介護セミナー
- 2.介護相談窓口
- 3.総合福利厚生サービス（介護・育児等関連分野）

ただし、事業主から本サービスを上回る同様のサービスが提供されるときは、事業主からのサービスを優先する。

(臨時的対応)

第3条 サービス提供業者の事情等により、上記サービスの提供が困難になった場合には、一時的にサービスを停止する、または臨時的に同様のサービスを提供する別事業者により提供することがある。

(疑義の解釈)

第4条 この規程に疑義を生じたときは、理事長が決定する。

別表

サービスの種類 項目	介護セミナー	介護相談窓口	総合福利厚生サービス(介護・育児等関連分野)
サービス提供者	NPO 法人 海を越えるケアの手(略称:シーケア)	NPO 法人 海を越えるケアの手(略称:シーケア)	株式会社 ベネフィット・ワン
主な内容	職場で行われる ・介護セミナー ・介護説明会 ・介護個別相談会 など	・メール、電話、NPO 訪問での相談 ・個別サポートプランの作成、実行 など	・介護を学ぶ動画、イーラーニング ・介護消耗品補助金 ・介護補助金 ・介護相談窓口 ・各種割引サービス など
受益資格者	・被保険者 ・被保険者の配偶者(事業主の承認を要する)	・被保険者 ・被保険者の配偶者	・被保険者 ・提供者の許諾する範囲の家族
受益期間	被保険者である期間	被保険者である期間	提供者での利用登録作業完了から、被保険者でなくなった後の利用登録抹消作業完了まで
利用手続き	事業主： 健保組合に実施申出後、提供者と実施詳細を決定する。 参加者： 事業主からの開催案内時に申し込む。	相談： 法人 ID.NO を伝えて相談する。 個別サポート： 提供者指定の申込書により利用者登録を行ってから、利用する。	利用希望者が健保ホームページ上の案内に従って提供者のホームページにログインして利用する。 詳細は提供者の利用者規約による。
費用負担	事業主： 会場費、講師食事代など、現地対応する費用 健保組合： 講師料、交通費、事務局費用等、提供者からの請求に含まれる費用 参加者：無料	相談：無料 個別サポート： 被保険者が負担	割引・特典後の購入価格等を被保険者が負担

附 則

この規程は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。